

条件付一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、社会医療法人 潤心会が発注する建設工事において実施する条件付一般競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「条件付一般競争入札」とは、一般競争入札のうち、地方自治法施行令第167条の5の2の規定による事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する資格を定め、当該資格を有する不特定多数の者による入札方法をいう。

2 この要領において、「事前審査型」とは、入札前に競争参加資格審査を行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき落札決定する入札方法をいう。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、第5条第2号に規定する当該入札参加資格を有する旨の通知を受けた者（以下「入札参加資格者」という。）とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。

(2) 熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱の規定による当該工事の業種に係る入札参加資格については、下記を参考に判断する。

イ 熊本県に本店を有する建設業者、及び県内に支店、営業所等（出張所他を含む）を有する建設業者であること。

ロ 経営事項審査建築一式総合評点が986点以上、熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱による建築一式工事A2級を参考に本工事の参加資格を判断。

ハ 代表構成員は、2014年度以降（過去10年）の同種工事として、病院やクリニックで新築及び改築の施工実績が1件以上あること。

ニ 配置予定技術者は、監理技術者として上記の同種工事の実績があること。また、国土交通大臣が認める1級建築士又は1級建築施工管理技士資格を有し、現時点で3カ月以上の雇用がなされていること。

(3) 発注工種について、第4条第1項の規定による入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの間において、経営事項審査の有効期間が満了するものでないこと。

(4) 申請書等の提出期限の日から開札の日までの間において、熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていない者である

こと。

(5) 申請書等の提出期限の日以前6か月から開札の日までの間、金融機関等において不渡り手形等を出していない者であること。

(6) 開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格審査申請書を再度提出し、前記4の決定を受けている者を除く。

(7) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において強い関連がある者でないこと。この場合における「資本、人事面若しくは技術面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

イ 当該受託者と法人税法施行令第4条第2項及び第3項に該当する者（会社）

ロ 役員（株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役、持分会社の業務を執行する社員及び法人格のある組合等の理事に限る。以下「役員」という。）が、当該受託者の役員を現に兼ねている会社

ハ 役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に当該受託者の役員の職にある会社

ニ 当該受託者に技術的支援を行っている者。この場合における「技術的支援」とは、「設計業務等における総合的企画、業務遂行整理手法の決定及び技術的判断」及び「解析業務における手法の決定及び技術的判断」をいう。

(8) 当該工事の他の入札参加資格者（特定建設工事共同企業体にあつては他の構成員を含む。）と資本若しくは人事面において強い関連がある者でないこと。この場合における「資本若しくは人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

イ 法人税法施行令第4条第2項及び第3項に該当する者（会社）

ロ 一方の会社の役員（株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役、持分会社の業務を執行する社員及び法人格のある組合等の理事に限る。以下「役員」という。）が、他の会社の役員を現に兼ねている会社

ハ 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社

2 工事の種類又は性質により、次の各号に掲げる事項を入札参加に必要な要件とすることができる。

一 当該工事と同種又は類似工事の施工実績があること。

二 当該工事において適正と認められる技術者を配置できること。

三 当該工事に関する施工計画が適正であること。

四 その他必要な事項

(入札参加資格確認申請等)

第4条 申請者は、入札公告に定める期間内に、入札参加資格確認申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)及び次の各号に掲げる添付書類を一部提出するものとする。

- 一 同種工事の施工実績調書(様式第2号)
- 二 配置予定技術者調書(様式第3号)
- 三 経営事項審査結果通知書及び熊本県競争参加の資格確認通知書の写し
- 四 営業所一覧表(様式第4号)※支店営業所は熊本県内並びに建設地を担当する事業所を記載のこと

2 前項に規定する入札公告に定める期間は、入札公告の日の翌日から起算して10日以内(土曜、日曜、祝日を含まない。)とする。

(入札参加資格の確認)

第5条 前条第1項の規定により申請書を提出した申請者の入札参加資格は、社会医療法人 潤心会が設置する競争入札参加資格委員会(以下「委員会」という。)に諮り決定するものとする。

2 前項の規定により入札参加資格を確認した場合は、その旨を速やかに、入札参加資格確認通知書(様式第1号)により申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第6条 前条の規定により入札参加資格者となった者が、その後資格要件を満たさなくなったとき、又は申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加できないものとする。

(入札公告)

第7条 入札公告(以下「公告」という。)は、入札参加資格等を社会医療法人 潤心会熊本セントラル病院ホームページに登載して行う。

2 前項の公告は、委員会に諮り決定するものとする。

(入札説明書等の公表)

第8条 入札説明書、設計図書一式(提出資料作成要領)、質疑指定書式、入札書式など、入札参加資格者の見積りに必要な情報は、公告後速やかに配布するものとする。

(入札説明書に対する質問及び回答)

第9条 申請者又は入札参加資格者は、前条の規定により公表している情報の内容について、入札公告の日の翌日から起算して23日の間に書面又は電子メールで質疑書(指定書式)を提出することにより質問をすることができる。

2 質問に対する回答は、速やかに行うものとする。

(見積期間)

第10条 入札参加資格者の見積もりに要する期間は、入札公告の日の翌日から入札日の前日までとし、入札公告の日の翌日から起算して15日以上（土曜、日曜日、祝日を含まない。）を設定する。ただし、第8条に規定する入札説明書等の公表が公告後速やかに行われていない場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、災害等やむを得ない事情があるときは、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項に規定する見積期間を確保できる範囲内で前項に規定する期間を短縮することができるものとする。

(苦情処理)

第11条 入札参加資格の確認等、条件付一般競争入札の手続きに関し異議がある者は、事実を知り得た日から5日（土曜、日曜日、祝日を含まない。）以内に書面（様式第5号）により、理由説明を求めることができる。

- 2 前項により説明を求められたときは、説明を求められた日から5日（土曜、日曜日、祝日を含まない。）以内に入札参加資格確認等説明書（様式第5号の2）により回答するものとする。
- 3 前項の理由説明に不服がある者は、書面による通知をした日から7日（土曜、日曜日、祝日を含まない。）以内に書面により、委員会に苦情申立てを行うことができる。
- 4 前項による苦情申立が行われた場合には、入札又は契約の中止、解除等が行われる場合がある。

附 則

- 1 この要領は、社会医療法人潤心会熊本セントラル病院予防医療センター増築工事のみ適用する。